

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月1日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第27号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。
(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市職員の退職手当に関する条例(昭和38年熱海市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。
(熱海市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第3条 熱海市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例(昭和41年熱海市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「禁こ」を「禁錮」に、「終るまで」を「終わるまでの者」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第4条第3号」を「第4条第2号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号の施行の日から施行する。